

(図表2) 期中財務報告書に含まれる連結財務諸表

財務諸表	当期中報告期間	比較期中報告期間
連結財政状態計算書	当四半期の末日現在	直近の事業年度の末日現在
連結純損益およびその他の包括利益計算書	当四半期会計期間および当事業年度の年初からの四半期累計期間	直近事業年度の対応する四半期会計期間および年初からの四半期累計期間
連結持分変動計算書	当事業年度の年初からの四半期累計期間	直近事業年度の対応する四半期累計期間
連結キャッシュ・フロー計算書	当事業年度の年初からの四半期累計期間	直近事業年度の対応する四半期累計期間

注記も、それらを記載しないと当該要約財務諸表が誤解を招くものとなる場合には、記載しなければならぬ(「IAS 34号10項」)。この場合、「要約」「精選された」という用語のとり、本表、注記の内容は事業年度のものとは比べて省略されることが考えられる。

なお、企業が期中財務報告書のみで要約した財務諸表ではなく完全な1組の財務諸表を公表するとき、その財務諸表の様式および内容は、完全な1組の財務諸表に関するIAS 1号の要求に従ったものでな

ければならない(「IAS 34号9項」)。これは、結果として期中財務報告書においても年次財務諸表と同レベルで財務諸表を作成することを意味する。

表示が要求される期間

期中財務報告書においては、財務諸表の表示が要求される期間について

年度と四半期の違いは？

第3章 IFRSにおける四半期の会計処理および注記

(この章のエッセンス)

- 四半期の会計処理は、法人所得税費用の見積りなど四半期特有の処理が一部認められている。
- 四半期の注記は、精選された注記であり、「重要な事象および取引」と「その他の開示」が要求される。

期中財務報告書における会計処理

(1) 一般原則

期中財務報告書を作成するにあたり

り、企業は年次財務諸表で適用されるのと同じ会計方針を適用することが要求される(「IAS 34号28項」)。期中報告期間の資産、負債、収益および費用を認識するための原則は、年次財務諸表におけるものと同じである(「IAS 34号29項」)。

しかし、期中報告期間が独立の期間であるかのように考えることは意図されておらず、企業の報告の頻度(年次、半期、または四半期)によって、年次の経営成績の測定が左右されてはならないと記載されている。その目的達成のため、期中報告目的のための測定は、年初からの累計ベースで行われる(「IAS 34号28

て、図表2にある期間に係る財務諸表を含むものとされている(「IAS 34号20項」)。

項)。IAS 34号30項において会計処理の例が示されており、次に解説する。

① 期中報告期間での棚卸資産の評価減、リストラクチャリング、または減損による損失

期中報告期間での棚卸資産の評価減、リストラクチャリング、または減損による損失は、企業が年次財務諸表のみを作成とした場合に適用するであろう原則と同様に認識・測定される(「IAS 34号30項(a)」)。たとえば、四半期ごとに期中財務報告を行う企業が、第1四半期に減損損失を認識・測定し、第3四半期に当該見積りが変わった場合には、第